

平成二十年四月一日受領  
答弁第二一八号

内閣衆質一六九第二一八号

平成二十年四月一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

国際情報統括官組織において、御指摘の職員が休暇等により不在の場合の対応についてのお尋ねであれば、先の答弁書（平成二十年二月二十九日内閣衆質一六九第九九号）一から三までについてでお答えしたとおり、所属部局の幹部職員等にその事務を代行等させており、同職員に替えて特定の者をその職に充てているわけではない。同組織における各幹部職員の役割については、同組織がつかさどる事務の性質にかんがみ、具体的にお答えすることは差し控えたい。

四について

先の答弁書（平成二十年二月二十九日内閣衆質一六九第九九号）一から三までについてでお答えしたとおり、御指摘の職員が休暇を取得する際には、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づいて適正に休暇を取得しており、問題はないと考えている。